



# 宅建



# 第四支部だより

令和3年1月25日(月) 第5号 《第一面》

発行

〒602-0915

京都市上京区中立売通新町西入三丁目

453-3 京都府宅建会館1階

TEL : (075) 417-0007

FAX : (075) 417-0008

メール : [sibu4@kyoto-takken.or.jp](mailto:sibu4@kyoto-takken.or.jp)

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会 第四支部

責任者: 戸川 雅勝 発行: 支部事務局



## 戸川支部長より新年のご挨拶

支部の皆様、松の内は過ぎておりますが、新年明けましておめでとうございます。

本年もどうぞ宜しくお願いいたします。昨年から続いている新型コロナウイルスの猛威は収まるどころか益々拡大している状態で、京都府下に1月14日から2月7日迄の緊急事態宣言が発令されています。こうした厳しい情勢ですが、今しか出来ない事、気づけない事をたくさん感じ、お仕事を見つけ対処していきたいものです。

本年も支部役員一同、リモートワーク、デジタル社会への大きな変化に適応しながら新たな時代に向け前に進めて参りたいと存じます。皆様からのご意見・ご要望を何なりとお聞かせください。難局ではございますが、皆様と力を合せて笑顔で日々乗り切って参りましょう。

支部長 戸川 雅勝



## 令和2年度ハトマーク研修「Web動画」配信について

本年度のハトマーク研修会については、コロナ禍のため、集合による研修を避け、皆様にWeb動画を配信する形で実施しております。

すでに12月15日頃にハトマーク研修のご案内をお送りしていますので、まだご視聴いただけていない方は**会員専用ページの「ハトマーク研修 Web公開用」**にアクセスいただき、ご受講いただきますようご案内申し上げます。(会員専用ページにログインいただければ、従業員の方でもご視聴いただけます。)

また、視聴された後は、**令和3年1月末までに「設問&アンケート」**にお答えいただきますようお願い申し上げます。(ご回答により受講確認とさせていただきます)

◆**テーマ: 意外と知らない消費者契約の落とし穴**  
(民法改正の影響と注意点)

◆**講師: 明海大学 不動産学部 教授 /**  
**不動産鑑定士 中村 喜久夫 氏**

クリック

**こちらからご視聴いただけます!**



[https://www.kyoto-takken.or.jp/members/web\\_learning/web-hatomark21.php](https://www.kyoto-takken.or.jp/members/web_learning/web-hatomark21.php)

なお、会員専用ページへのログイン方法がご不明な場合は、協会本部(TEL075-415-2121)までお問い合わせください。



## 宅建試験のご報告

令和2年度 宅地建物取引士資格試験は、コロナウイルスの影響で日程を2日に分けての開催となり、第2回目の試験が12月27日(日)に行われました。

試験の実施にあたり、今回も心配されたのが、コロナの疑いのある体調不良者が出た場合の対応でしたが、幸いにも2会場とも体調不良者はおらず、無事に実施することができました。

年の瀬のご多忙な時期に試験監督員を務めていただきました方々、大変お疲れ様でした。ご協力いただき、ありがとうございました。



## 執行部よりご報告

### 【12月 資格審査委員会】

#### <新入会員>

(株)三京建設 後野 政雄 様  
京都市伏見区桃山紅雪町8番地 Tel 075-201-9828

### 【1月 資格審査委員会】

#### <新入会員>

(株)エルミタ不動産 井上 大輝 様  
京都市山科区西野岸ノ下町8番地9 Tel 075-634-8233  
(株)プラス 宮本 豊 様  
京都市伏見区中島河原田町96番地1 Tel 075-604-1400

12月8日(火)、1月8日(金)に第四支部の資格審査委員会と執行部会を開催いたしました。(新型コロナウイルス感染予防対策を十分に行った上での実施となりました。)

### 【執行部会】

#### <報告事項>

①12月27日宅建試験の報告 (1/8(金))

#### <審議事項>

- ①2月または3月に全役員会を開催するか中止をするか検討された(12/8(火))
- ②1月の執行部会ではZoomによる全役員会を実施する旨が決定された。(1/8(金))

執行部役員による  
会議の様子(1月8日)



〒602-0915  
京都市上京区中立売通新町西入三丁目  
453-3 京都府宅建会館 1階  
TEL : (075) 417-0007  
FAX : (075) 417-0008  
メール : [sibu4@kyoto-takken.or.jp](mailto:sibu4@kyoto-takken.or.jp)  
公益社団法人京都府宅地建物取引業協会 第四支部  
責任者：戸川 雅勝 発行：支部事務局

**[第四支部会員数 R3.1.25 現在]**

正会員：446名 準会員：40名 計：486名



**新型コロナウイルス感染症に関連する各省庁の支援策まとめ**

《持続化給付金申請書類の提出期限の再延長に関するお知らせ》

クリック



持続化給付金については、2020年12月までを対象としており、申請期限は2021年1月15日まででしたが、必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない事情がある方に対し、書類の提出期限を2021年1月31日から2021年2月15日まで延長いたします。

加えて、書類の提出期限延長の申込期限は2021年1月15日から2021年1月31日まで延長いたします。

書類の提出期限延長の対象となる事業者は、以下の①～③のいずれかを満たす事業者です。

- ①「2020新規創業特例の申請に必要な収入等申立書」を申請に用いる場合
- ②「寄附金等を主な収入源とするNPO法人であることの事前確認書」を申請に用いる場合
- ③その他に申請期限に間に合わない事情がある場合

※これまでは売上対象月が12月の場合のみ、書類の提出期限延長の対象としておりましたが、売上対象月が12月以外の場合であっても、書類の提出期限延長の対象とすることといたしました。

◎ **持続化給付金（経済産業省・中小企業庁）**

→ 売上が前年同月比 50%以上減少している事業者への給付(法人 200 万円以内、個人事業者 100 万円以内)。テナント家賃支払いに充てることが可能(国土交通省HP)

※詳細はホームページをクリックして下さい



**「京都市都市計画情報等検索ポータルサイト」の運用の開始について**

京都市では、都市計画情報や景観情報など、まちづくりに関連する情報をインターネット上で取得できるよう、検索システムを提供しています。この度、都市計画情報等の検索システムのリニューアルに合わせて、各システムを連携させ、**検索地点のまちづくり情報を円滑かつ一元的に取得できる、「京都市都市計画情報等検索ポータルサイト」**が構築されましたので、お知らせいたします。



クリック

- 1. 運用開始日  
令和2年12月23日(水)

- 2. 連携するシステム
  - (1) 都市計画情報検索システム
  - (2) 景観情報共有システム
  - (3) 遺跡地図提供システム
  - (4) 認定路線網図提供システム
  - (5) 指定道路図提供システム

※各システムは、画面の上部左にある「地図選択」で切り替えることができます。

- 3. 機能
  - (1) 検索地点の位置情報を保有したまま、他のシステムへ遷移できます。システムごとに地点を検索することなく、切り替えることができます。
  - (2) 各種情報一覧出力  
お調べの地点の情報をまとめて出力することができます。
  - (3) 地形図(白地図)出力  
各種手続き、申請関係の位置図等にご利用いただけます。

お問い合わせ先：京都市都市計画局都市企画部都市計画課  
TEL：075-222-3505



**新型コロナウイルス感染症に関連する各省庁の支援策まとめ**

《新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について》

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人や企業を対象とした各省庁による様々な支援策が講じられています。会員様が自社で受けられる支援策などをまとめたサイトを掲載しておりますので、宅建協会ホームページよりご確認ください。(順次情報更新します。) ↓

<https://www.hatomark.or.jp/topics/3095>

クリック

◎ **家賃支援給付金（経済産業省）**


一定の売上減少要件を満たす事業者に対し、申請時の直近支払家賃(月額)に基づき算出される給付額の6倍(6か月分)を支給。

※申請期限は、当初、2021年1月15日(金)24時までとしておりましたが、2021年1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、2021年2月15日(月)24時まで申請期限を延長しました。

クリック


◎ **固定資産税、都市計画税の減免**

中小事業者が負担するすべての設備や建物等の固定資産税及び都市計画税について、2020年2～10月の任意の3ヶ月の売上が前年同期比30%以上減少した場合は1/2に軽減し、50%以上減少した場合は全額を免除する。

 **ご意見・ご要望などをお寄せください**

◎新型コロナウイルス関連やその他のお困りごとについて皆様のご意見ご要望がございましたら右記の支部合同事務所まで電話またはメールにてお寄せください。

発行  
〒602-0915  
京都市上京区中立売通新町西入三丁目  
453-3 京都府宅建会館1階  
TEL : (075) 417-0007  
FAX : (075) 417-0008  
メール : [sibu4@kyoto-takken.or.jp](mailto:sibu4@kyoto-takken.or.jp)  
公益社団法人京都府宅地建物取引業協会 第四支部  
責任者：戸川 雅勝 発行：支部事務局

 **窓口受付時間の変更等に関するお知らせ**

京都府では新型コロナウイルスにより緊急事態宣言が発令されました。令和3年1月15日(金)より下記の通り窓口業務の受付時間を変更することとなりましたので、何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。  
※変更する場合は、当ホームページまたは支部だよりにて、お知らせいたします。

＜受付時間＞ ※土日祝は休館日です。  
(変更前) 平日 9:00~17:00  
**(変更後) 平日 9:30~16:30**

第四支部理事5名をご紹介します。

①役職②氏名③商号を掲載しております。

 **執行部(副支部長)3名よりひと言**



① 副支部長/社会貢献委員会不動産相談担当理事 ② 中西 俊泰 ③ 中西電建(株)

新しい生活スタイルやビジネスのあり方など「ニューノーマル」の定着により、不動産業界も在宅勤務の広がりや、商業テナントの増加等で対応を迫られています。これらの変化に対応する為、業界の「デジタル化」の推進は不可欠であると考えます。私もその一助を出来ればと思っています。




① 副支部長/人材育成委員会専門研修・啓発副委員長 ② 橋本 信孝 ③ (株)アンカー・ステーション

人材育成委員会専門研修・啓発の担当をしております。コロナ禍で研修会の開催が出来ない状況ではありますが、Webでの研修を行っておりますので、是非受講していただきますようお願い致します。この状況が収まる事と、会員皆様の健康を願っております。



① 副支部長/情報提供委員会担当理事 ② 松田 泰典 ③ ソーフホーム(株)

皆様、本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。昨年より続くコロナ禍の中、当協会はWEB研修会や協会HP(ハトサポ)をより一層、充実させてまいりますので、会員皆様の日々の業務にお役立て下さい。また、毎月執行部会でコロナ対策を徹底しながら行なっておりますので、当協会へご意見御座いましたらご相談下さい。

 **執行部(理事)2名よりひと言**



① 社会貢献委員会不動産相談副委員長 ② 千歳 正信 ③ 千歳不動産(株)

12月15日(火)の新入会員義務研修会で相談・苦情処理問題の講師をさせていただきました。それと、ほぼ毎月ごとに無料相談員を務めさせていただいています。お客様とのトラブルを避ける為にも、コンプライアンス重視でお願い致します。



① 業務サポート委員会副委員長 ② 山南 公一 ③ (株)山公産業  
① 人材育成委員会委託業務担当理事

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様お元気ですか、コロナにより社会全体が混乱し大変な時期です。わたしは、必ず夜明けが来ると信じて、日々仕事に取り組んでおります。今年の大学ラグビー選手権は、関西勢36大会ぶり優勝という、うれしいニュースがありました。皆様とともに、コロナに気を付けて、頑張っていきたいと思っております。